



運用報告書(全体版) (償還報告書)  
第9期 (2021年1月1日～2021年10月15日)

**バンガード® ETFシリーズ –  
バンガード・FTSE・アジア(除く日本)ETF  
Vanguard ETF Series-  
Vanguard FTSE Asia ex Japan Index ETF**

香港ドル建／オープンエンド契約型外国投資信託  
香港籍法定トラスト

**受益者のみなさまへ**

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。  
さて、バンガードETFシリーズ(以下「トラスト」といいます。)-バンガード・FTSE・アジア(除く日本)ETF(以下「ファンド」といいます。)-は、このたび、第9期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。  
今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

(注) ファンドの受益証券の取引は、2021年5月11日をもって終了し、その後、ファンドの償還手続きが開始されました。ファンドは香港証券取引所に上場されたETFであるところ、当該取引所の規則に基づき最終取引日後にファンドの財務書類を作成することは要求されません。これらを理由として、本報告書は2021年4月30日付のデータにより作成されています(最終分配前の純資産計算書を除きます。)

**<ファンドの仕組み>**

ファンド形態	香港証券先物条例(香港法第571章) (「条例」)のセクション104に基づき認可された香港ドル建／オープンエンド契約型外国投資信託
信託期間	信託証書に従い終了されない限り、トラストの信託証書の日付(2013年3月18日)から80年間存続
運用方針	バンガード・インベストメンツ・香港・リミテッド(「管理会社」)は、FTSEアジアパシフィック(除く日本・オーストラリア・ニュージーランド)インデックスのパフォーマンスに密接に連動する投資成果(報酬および費用等の控除前)を提供することを目指します。
主要投資対象	下記「運用方法」をご参照ください。
運用方法	管理会社は、(条例において定義される)有価証券の現物を取得して、原指数のパフォーマンスへの連動を目指すよう設計されたパッシブ運用のインデックス・アプローチを採用することにより、投資目的の達成を図ります。管理会社は、(資産のすべてもしくは実質的すべてを、原指数の構成銘柄(「指数証券」)にそれぞれの構成比

	<p>率に基づき投資することによる)「レプリケーション戦略」および／または(原指数と相関性が高いポートフォリオに投資したり、管理会社が原指数に含まれていない証券に投資することができる)「代表サンプリング戦略」を利用することができます。当初、管理会社は、「代表サンプリング戦略」を追求する予定です。管理会社が「レプリケーション戦略」と「代表サンプリング戦略」を切り替えながら利用すること、または「レプリケーション戦略」もしくは「代表サンプリング戦略」以外の戦略を採用することを希望する場合には、香港証券・先物取引監察委員会(SFC)から事前承認を得るとともに、ファンドの受益証券の保有者(「受益者」)に対して1か月以上前の通知を行います。管理会社は、現在のところ、「レプリケーション戦略」または「代表サンプリング戦略」以外の戦略を採用する予定はありません。</p> <p>原指数のパフォーマンスへの連動を目指すにあたり、ファンドは、原指数の構成銘柄もしくは原指数自体のパフォーマンスへのエクスポージャーを得るため、取引に係るコストや税金を抑え、流動性の低い株式もしくは市場や規制上の理由により入手不可能な株式の場合においてはエクスポージャーを得ることができるようにするため、またはトラッキング・エラーを最小限に抑えるためといった投資目的において、上場オプション、上場オプション契約、通貨先渡し、先物、指数先物、指数先物オプションおよびワラント等の金融派生商品(「FDI」)に投資することができます。</p>
投資制限	<p><b>(トラスト)</b>          トラストは、随時改正される、ユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンド、投資リンク型保険スキームならびに非上場ストラクチャー投資商品に関する SFC ハンドブックの一部であるユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンドに関するコード(「コード」)および信託証書に基づく一定の投資制限を受けます。保有することにより以下の状態となるようないかなる有価証券も、取得または追加することができません。</p> <p>(a) いずれかのファンドの最新の入手可能な純資産総額の 10%を超えて、(i)単一の組織が発行する構成銘柄への投資、(ii)FDI の裏付資産を通じた当該組織に対するエクスポージャー、および(iii)店頭 FDI の取引から生じる当該組織に対するネット・カウンターパーティー・エクスポージャーにより当該発行体に投資されているか、または当該組織に対するエクスポージャーを保有している状態。ただし、当該投資が、以下に特定されるコードに基づきまたはその第 8.6 章(h)(a)によって変更される(該当する場合)ところに従い認められる場合を除きます。</p> <p>(i) 当該投資は、原指数の銘柄比率の 10%超を構成する銘柄に限定されること。</p> <p>(ii) 関連するファンドによる当該構成銘柄の保有が、原指数の銘柄比率を超えてはならないこと。ただし、原指数の構成が変更された結果、その比率を超過してしまった場合および当該超過が一過性かつ一時的な性質の場合を除きます。</p> <p>SFC による承認に従い、ファンドが保有する同一銘柄の政府等証券の価値は、当該ファンドの最新の入手可能な純資産総額の 30%を超えてもよいとされます。さらに、管理会社はファンドのすべての資産を、下記(d)の規定にかかわらず、政府等証券に銘柄数を問わず投資することができます。</p> <p>(b) 上記(a)およびコードの第 7.28 章(c)(該当する場合)に従い、いずれかのファンドの純資産総額の 20%を超えて、(i)同一グループ内の組織が発行する構成銘柄への投資、(ii)FDI の裏付資産を通じた当該組織に対するエクスポージャー、および(iii)</p>

店頭 FDI の取引から生じる当該組織に対するネット・カウンターパーティー・エクスポージャーにより当該組織に投資されているか、または当該組織に対するエクスポージャーを保有している状態。

(c) 単一組織(または同一グループ内の組織)に預金したファンドの現預金の価額がファンドの純資産価額の 20%を超える状態。ただし、(i)現金は関連するファンドの運用開始以前および、当該運用開始後から当初申込金が全額投資されるまでの合理的期間において保有されるか、(ii)投資資産の精算からファンドの合併または終了時点までの現金手取りの場合、様々な金融機関での現預金の設定が投資家の最善の利益にならないか、(iii)申込から投資時点まで期間に受領され、買戻の決済およびその他の支払義務のために保有される現金手取金の場合、様々な金融機関での現預金の設定は不当な負担となり、現預金契約が投資家の利益をそこなわない場合を除きます。

(d) ファンドが、単一の組織が発行するいずれかの普通株式を合計で 10%を超えて保有する状態。

(e) いずれかのファンドの入手可能な最新の純資産総額の 15%超が、上場されていない、値付けされていないまたは(ファンドの目論見書で定義される)認識された取引所で取引されていない構成銘柄およびその他の金融商品もしくは金融証書に投資されている状態。

(f) コードの第 8.6 章(i)により認められている場合を除き、かつ、上記(a), (b)および(d)項にかかわらず、いずれかのファンドの最新の入手可能な純資産総額の 30%超が、同一銘柄の政府等証券に投資される状態。ただし、関連するファンドがその資産すべてを 6 銘柄以上の政府等証券に投資することができる場合を除きます。

(g) 現物コモディティへの投資。ただし、SFC により個々のケースにおいて、関連する現物コモディティの流動性および必要な場合、充分かつ適切な追加的保護条項の利用可能性を考慮の上、別途承認される場合を除きます。

(h) いずれかのファンドの入手可能な最新の純資産総額の 10%超が、非適格スキーム(SFC の指定によります。)であり、かつ、SFC の認可を受けていない他の集団投資スキームの受益証券または投資口に投資されている状態。

(i) いずれかのファンドの入手可能な最新の純資産総額の 30%超が、SFC により承認されているか、適格スキーム(SFC の指定によります。)である一以上の集団投資スキームの受益証券または投資口に投資されている状態。ただし、(x)当該集団投資スキームが SFC に認可され、かつ(y)当該集団投資スキームの名称および主要な投資情報が英文目論見書において開示されている場合は、当該限度を超えることができます。

さらに、トラストは、いずれかのファンドの勘定で管理会社が以下の事項を行うことを禁止した投資制限の対象となります。

(j) コードの第7章に基づき禁止または制限された投資のいずれかに主に投資することを目的とし、その目的がコードの第7章で制限される投資に主に投資することであり、かつかかる禁止または制限された投資が関連する限度に違反しない集団投資スキームへの投資。

(k) 管理会社またはそのコネクテッド・パーソンが運用する集団投資スキームへの投資。ただし、かかる集団投資スキームの当初手数料および買戻手数料がすべて放棄され、管理会社または当該集団投資スキームもしくは管理会社のために行う者が、集団投資スキームまたは当該集団投資スキームの運用会社が徴収する報酬もしくは手数料における割り戻し、または集団投資スキームにおける投資に関連する定量化可能な金銭上の便宜を一切受けていない場合を除きます。

(l) あらゆる種類の不動産(建築物を含みます。)または不動産持分(オプションまたは権利を含みますが、不動産会社の株式および不動産投資信託の持分を除きます。)への投資。

(m) 空売り。ただし、(i)ファンドの証券引渡義務が、当該ファンドの入手可能な最新の純資産総額の10%を超えない場合、および(ii)空売りされる証券が、空売りが認められた市場において活発に取引されている場合を除きます。

(n) コードの第7.3章に従い、貸付、引受、保証、裏書その他の方法により、何者かの何らかの債務または負債に対して直接または偶発的に責任を持つこと、または関連を持つこと。

(o) いずれかのファンドに無限責任に関与させ得る資産の取得または取引の執行。

(p) 受益者にいずれかのファンドへの投資額を超えて当該ファンドに関連する負債を負わせること。

(q) 企業または機関のいずれかのクラスの証券が、管理会社の取締役もしくは役員により個人的に0.5%を超えて保有される、または当該取締役および役員により共同で5%を超えて保有される場合に、当該証券に投資すること。

(r) 証券に対する未払込金額について払込請求がなされる設定の証券の取得。ただし、当該払込請求に対して、ファンド資産から現金または現金類似物により満額支払可能な場合を除き、この場合、現金もしくは現金類似物の当該金額は、コードの第7.29章および第7.30章の目的上、FDIの取引から生じる将来の、もしくは偶発的な取り決めを充足するために分離保管されません。

#### (ファンド)

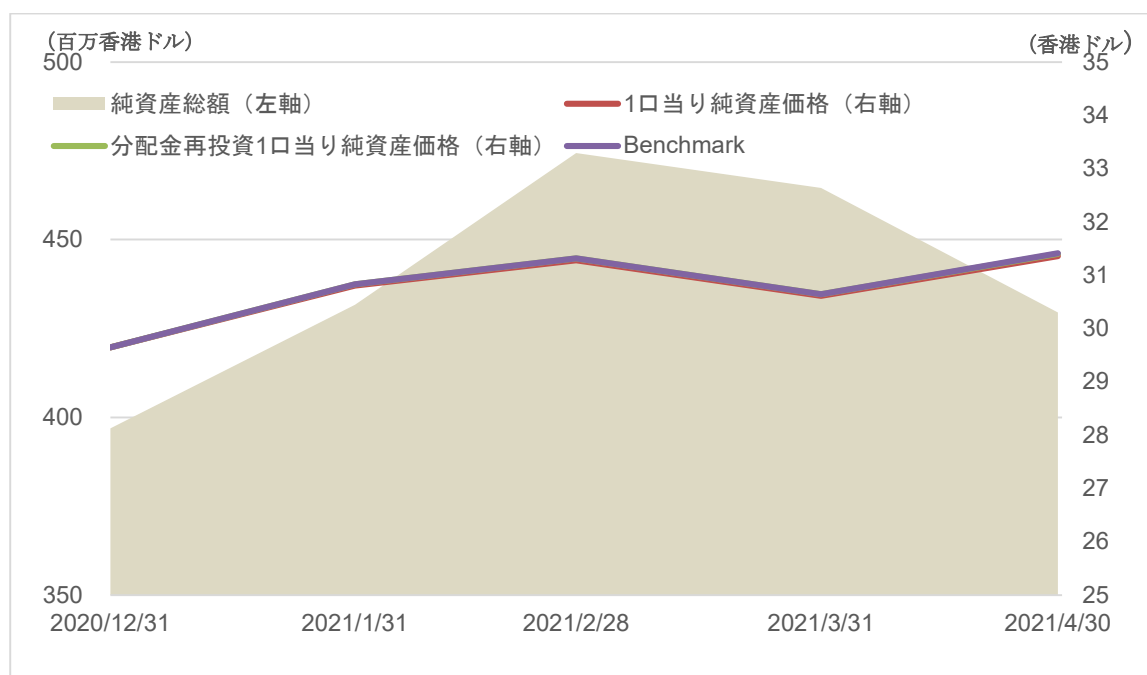
原指数への連動を目指すにあたり、ファンドは、指数証券もしくは原指数自体のパフォーマンスへのエクスポージャーを得るため、取引に係るコストや税金を抑え、流動性の低い株式もしくは市場や規制上の理由により入手不可能な株式の場合においてはエクスポージャーを得ることができるようにするため、またはトラッキング・エラー

	<p>一を最小限に抑えるためといった投資目的において、上場オプション、上場オプション契約、通貨先渡し、先物、指数先物、指数先物オプションおよびワラント等のFDIに投資する場合があります。</p> <p>管理会社は、FDIへの投資がファンドの最新の入手可能な純資産総額の10%を超えるとの予想はしておりません。</p> <p><b>ポートフォリオの制約条件</b>—エクスポージャーに基づく制約条件</p> <p>管理会社は、以下のとおり行為するものとします。</p> <p>a) ファンドが、常に、ファンドのポートフォリオの市場価値の95%の最低ネット・エクイティ・エクスポージャーを維持することを確保しなければなりません。</p> <p>b) いかなる場合も、未決済の先物契約への投資がファンドのポートフォリオの市場価値の10%を超えてはなりません。</p> <p>c) 受益者への分配を行う目的で受託会社が開設する口座に随時計上される金額を除き、受益者のために信託によって随時保有されるまたは保有されるとみなされるファンドのポートフォリオのすべての資産(「ファンド資産」)(FDIを含みます。)の実効市場エクスポージャーがファンドのポートフォリオにおける投資可能総額を超えない(すなわち、ポートフォリオがレバレッジされない)ことを確保しなければなりません。ファンドは、レバレッジが市場変動に起因するとみなされた場合には、かかる制約条件に違反したものはみなされません。管理会社は、可及的速やかにレバレッジを是正します。</p> <p><b>その他の制約条件</b></p> <p>ファンドは、毎日全額投資を図る一方で、資金管理目的において、質の高い短期金融市場商品(政府証券または譲渡性銀行預金証券を含みます。)および/またはマネー・マーケット・ファンドに対し、ファンドの最新の入手可能な純資産総額の5%以下を投資することもできます。</p> <p>管理会社は、ファンドのために有価証券の空売りを行いません。</p>
<p>分配方針</p>	<p>分配頻度は、四半期毎(3月、6月、9月、12月)ですが、管理会社の裁量によります。管理会社は、ファンドについて分配を行うか否か、また、かかる分配を行う場合には、その金額および回数を決定する絶対的な裁量を留保します。管理会社は、現在のところ、資本から分配を行う予定はありません。</p> <p>(香港ドル、中国元もしくは米ドルによる取引であるかにかかわらず)すべての受益証券は、ファンドの基準通貨(香港ドル)建てで分配を受領することになります。</p>

## I. 計算期間中における運用の経過および運用状況の推移

### (1) 運用の経過

#### ①1口当たり純資産価格の推移等



- (注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。
- (注2) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、第8期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。
- (注3) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、各投資者の購入状況などにより課税条件が異なるため、分配金に対する税金を考慮しておりません。そのため、最終的な税引後の結果を示すものではありません。
- (注4) ファンドのベンチマークは、FTSE アジアパシフィック (除く日本・オーストラリア・ニュージーランド) インデックスです。
- (注5) ベンチマークは、第8期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

本書において、バンガード・FTSE・アジア (除く日本) ETF (SEHK 銘柄コード:2805) は、ファンドの名称を英文アニュアルレポートに記載の英語名称で表記する場合があります。

## ②分配金について

当期（2021年1月1日～2021年4月30日）の1口当たり分配金（税引前）はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

（金額：香港ドル）

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 （対1口当たり純資産価格比率(注1)）	分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額(注2)
2021年1月4日	29.9932	0.03 (0.10%)	4.85
2021年4月1日	31.1443	0.01 (0.03%)	1.16

（注1）「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

$$\text{対1口当たり純資産価格比率（\%）} = 100 \times a / b$$

a=当該分配落日における1口当たり分配金額

b=当該分配落日における1口当たり純資産価格+当該分配落日における1口当たり分配金額

以下同じです。

（注2）「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

$$\text{分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額} = b - c$$

b=当該分配落日における1口当たり純資産価格+当該分配落日における1口当たり分配金額

c=当該分配落日の直前の分配落日における1口当たり純資産価格

以下同じです。

（注3）2021年1月4日の直前の分配落日（2020年10月5日）における1口当たり純資産価格は、25.1775香港ドルでした。

### ③1 口当たり純資産価格の主な変動要因、投資環境およびポートフォリオについて

#### <当期>

- 2021年4月30日までの4か月において、ファンドのリターンは5.90%でした。
- 特にワクチン接種が最も多くの人々に届いたところでは、経済的回復は急速で印象的でした。特に米国では、経済が再開するにつれて商品やサービスの需要が高まっています。供給不足は価格を押し上げるのに役立っています。コアインフレは、今年の米国の連邦準備制度理事会の目標を上回り続け、他の先進国市場の目標に近づくと予測しています。インフレは引き続き重要なテーマです。低金利は、パンデミックの開始時に経済を維持するのに役立ちました。現在では、力強い回復をサポートしています。各国の中央銀行は当初の予想よりも早く資産購入のペースを減速させる可能性があり、それは金融緩和政策の縮小が徐々に始まることを示唆します。高いバリュエーションによって、エクイティ・リターンをさらに獲得することが難しくなっています。

#### <運用開始から償還まで>

- ファンドの運用開始から2021年4月30日まで、ファンドの年間リターン（報酬込）は8.2%でしたが、基礎となるベンチマークは8.3%でした。ファンドは、ファンドの投資目的に沿ったベンチマークと同等の水準でした。

上記のリターンは、香港ドルに基づくリターンです。

#### (2) 今後の運用方針

ファンドは、2021年10月15日付で償還しました。

#### (3) 費用の明細

項目	項目の概要	
管理費用	純資産価額の年率 0.20%	管理会社報酬、運営費用、ファンドの管理および運営業務に関連するすべての経費および費用、投資運用および顧問報酬、管理事務代行会社、登録代行会社、名義書換事務代行会社、上場代理人、登録機関、保管会社および受託会社の報酬、ならびにその他の運営を含む各種報酬および費用など



## II. 運用実績

### ① 純資産の推移

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	香港ドル(百万)	日本円(千円)	香港ドル	日本円
第1会計年度末 (2013年12月末日)	146	2,048,380	19.50	274
第2会計年度末 (2014年12月末日)	150	2,104,500	20.06	281
第3会計年度末 (2015年12月末日)	116	1,627,480	17.87	251
第4会計年度末 (2016年12月末日)	120	1,683,600	18.50	260
第5会計年度末 (2017年12月末日)	207	2,904,210	25.25	354
第6会計年度末 (2018年12月末日)	218	3,058,540	21.19	297
第7会計年度末 (2019年12月末日)	418	5,864,540	24.28	341
第8会計年度末 (2020年12月末日)	584	8,193,520	29.65	416
第9会計年度末 (2021年4月30日)	307	4,307,210	31.36	440

(注1) 香港ドルの円貨換算は、2021年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1香港ドル=14.03円)によります。

(注2) ファンドの設定日は、2013年5月10日です。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入しているため合計の数字が一致しない場合があります。円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

② 分配の推移

	1口当たり分配金	
	香港ドル	日本円
第1会計年度	0.20	3
第2会計年度	0.45	6
第3会計年度	0.39	5
第4会計年度	0.41	6
第5会計年度	0.50	7
第6会計年度	0.46	6
第7会計年度	0.40	6
第8会計年度	0.43	6
第9会計年度	0.04	1

III. 純資産計算書

(2021年9月9日)

	香港ドル	日本円(千円)
総資産額	2,609,880	36,617
総負債額	0	0
純資産価額	2,609,880	36,617
発行済み受益証券総数	8,400,000	口
1口当たり純資産価格	HK\$ 0.3107	¥4

IV. ファンドの経理状況

ファンドの受益証券の取引は、2021年5月11日をもって終了し、その後、ファンドの償還手続が開始されました。ファンドは香港証券取引所に上場されたETFであるところ、当該取引所の規則に基づき最終取引日後にファンドの財務書類を作成することは要求されません。

《お知らせ》

ファンドの受益証券の取引は、2021年5月11日をもって終了し、その後、ファンドの償還手続が開始されました。2021年5月11日以降、最終取引日以降も受益証券を保有していた投資家に対し、手取金の分配として、現金で、以下の金額の支払が行われました。

- 2021年6月9日：受益証券1口当たり 30.3113 香港ドル
- 2021年9月15日：受益証券1口当たり 0.3107 香港ドル